



熊本県公報

第11758号

平成20年11月21日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例施行規則の一部を改正する規則……………	(人事課) 2
○熊本県次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の 一部を改正する規則……………	(〃) 2
告 示	
○道路の供用開始……………	(道路保全課) 2
○平成20年12月県議会定例会の招集……………	(財政課) 3
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療) の指定……………	(障害者支援総室) 3
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 2条第2項の規定に基づき熊本県知事が指定する指定地方公共機 関の指定の一部改正……………	(危機管理・防災消防総室) 3
○災害対策基本法第2条第6号の規定に基づく指定地方公共機関の 指定の一部改正……………	(〃) 3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………	(砂防課) 4
○障害者自立支援法に基づく事業者の変更……………	(障害者支援総室) 4
○生活保護法の規定による医療機関の変更……………	(社会福祉課) 4
○生活保護法の規定による医療機関の廃止……………	(〃) 4
○生活保護法の規定による医療機関の休止……………	(〃) 5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国 後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた 生活保護法の規定による医療機関の指定……………	(〃) 5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国 後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた 生活保護法の規定による医療機関の変更……………	(〃) 5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国 後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた 生活保護法の規定による医療機関の廃止……………	(〃) 6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国 後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた 生活保護法の規定による医療機関の休止……………	(〃) 6
○道路の供用開始……………	(道路保全課) 6
○道路の供用開始……………	(〃) 7
○道路の区域変更……………	(〃) 7
○道路の区域変更……………	(〃) 7
○道路の区域変更……………	(〃) 8
公 告	
○平成20年度 第1回くまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進協 議会の開催……………	(企画課) 9
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定……………	(税務課) 9
○道路の位置指定の公告……………	(建築課) 9
○都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為工事完了公告……………	(〃) 10
○大規模小売店舗立地法に基づく届出……………	(商工政策課) 10
○大規模小売店舗立地法に基づく届出……………	(〃) 10
○熊本県外に主たる営業所を有する建設業者の平成21年度における 入札参加者資格審査申請(追加)の受付……………	(監理課) 16
○測量、建設コンサルタント業者等の平成21年度における入札参加 者資格審査申請(追加)の受付……………	(〃) 19
○県営土地改良事業計画の決定……………	(農村計画・技術管理課) 22
登 載 依 頼	
○第3回くまもとの夢4カ年戦略策定委員会……………	(企画課) 22
○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例の施行等に伴う関係人事委員会規則の整 理に関する規則……………	(人事委員会) 23
○熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所轄区	

域又は警備区域の一部改正……………（警察本部地域課） 25

規 則

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第61号

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年熊本県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第1条の3に次の1号を加える。

(5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者を介護する行為（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

ア 孫、祖父母及び兄弟姉妹

イ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）の規定は、平成20年4月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。
- 2 新規則第1条の3の規定は、適用日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、適用日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

熊本県次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第62号

熊本県次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

熊本県次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（平成17年熊本県規則第18号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

熊本県病院事業管理者	熊本県病院事業管理者が任命する職員
------------	-------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第1011号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年11月21日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	田迎木原線	熊本市御幸西無田町字庭田 641番1地先から 上益城郡嘉島町大字犬渕字八反田 152番3地先まで	2,282.3	緊道整

2 供用を開始する期日 平成20年11月23日

熊本県告示第1012号

平成20年12月4日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。
平成20年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第1013号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成20年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称及び所在地	医療機関の開設者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	医療機関コード
爽快堂調剤薬局 荒尾市荒尾2018番5	有限会社爽快堂調剤薬局 福岡県大牟田市不知火町三丁目100 福田 良一	平成20年 11月1日	0440272
球磨郡医師会 訪問看護ステーション 球磨郡多良木町多良木3051	球磨郡医師会 訪問看護ステーション 球磨郡多良木町多良木3051 緒方 俊一郎	平成20年 11月1日	3190010

熊本県告示第1014号

平成17年3月31日熊本県告示第362号の2（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第2項の規定に基づき熊本県知事が指定する指定地方公共機関の指定）の一部を次のように改正し、平成20年11月21日から施行する。

平成20年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「4 社団法人熊本県トラック協会」を「4 社団法人熊本県トラック協会（昭和49年3月1日に社団法人熊本県トラック協会という名称で設立された法人をいう。）」に、「10 社団法人熊本県バス協会」を「10 社団法人熊本県バス協会（昭和51年7月21日に社団法人熊本県バス協会という名称で設立された法人をいう。）」に、「17 社団法人熊本県医師会」を「17 社団法人熊本県医師会（昭和22年12月20日に社団法人熊本県医師会という名称で設立された法人をいう。）」に、「18 社団法人熊本県看護協会」を「18 社団法人熊本県看護協会（昭和59年3月1日に社団法人熊本県看護協会という名称で設立された法人をいう。）」に改める。

熊本県告示第1015号

平成18年3月1日熊本県告示第199号（災害対策基本法第2条第6号の規定に基づく指定地方公共機関の指定）の一部を次のように改正し、平成20年11月21日から施行する。

平成20年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「1 社団法人熊本県トラック協会」を「1 社団法人熊本県トラック協会（昭和49年3月1日に社団法人熊本県トラック協会という名称で設立された法人をいう。）」に、「2 社団法人熊本県バス協会」を「2 社団法人熊本県バス協会（昭和51年7月21日に社団法人熊本県バス協会という名称で設立された法人をいう。）」に、「3 社団法人熊本県タクシー協会」を「3 社団法人熊本県タクシー協会（昭和36年10月5日に社団法人熊本県タクシー協会という名称で設立された法人をいう。）」に、「16 社団法人熊本県エルピーガス協会」を「16 社団法人熊本県エルピーガス協会（昭和40年1月7日に社団法人熊本県エルピーガス協会という名称で設立された法人をいう。）」に、「22 社団法人熊本県医師会」を「22 社団法人熊本県医師会（昭和22年12月20日に社団法人熊本県医師会という名称で設立した法人をいう。）」に、「23 社団法人熊本県看護協会」を「23 社団法人熊本県看護協会（昭和59年3月1日に社団法人

熊本県看護協会という名称で設立した法人をいう。)」に改める。

熊本県告示第1016号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

平成20年11月21日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 柵の原地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）

次に掲げる土地に存する標柱7号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱7号を平成20年3月28日熊本県告示第242号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村		字	番 地
7	天草市	本 町	下河内	柵ノ原	1 6 5 4
8	〃	〃	〃	〃	1 6 5 5 - 1
9	〃	〃	〃	〃	1 6 5 1
10	〃	〃	〃	〃	1 6 4 0 - 4 地先（里道）
11	〃	〃	〃	〃	1 6 3 2
12	〃	〃	〃	〃	1 6 2 8 地先（里道）

熊本県告示第1017号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害者福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成20年11月21日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
有限会社花もめん 指定障害者介護サービス花もめん 居宅介護及び重度訪問介護	事業所の所在地	熊本市上代三丁目11-73	熊本市上代一丁目2番22号吉永ビル1F102号	平成20年10月25日

熊本県告示第1018号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年11月21日

熊本県知事 蒲島 郁夫

（医科）

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
ひかりヶ丘眼科・内科医院	名 称		平成18年2月27日
	ひかりヶ丘醫院	ひかりヶ丘眼科・内科医院	

熊本県告示第1019号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
うえだ歯科医院	宇城市松橋町浦川内235番地1	平成18年9月30日

(薬局)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
白水薬局	球磨郡多良木町多良木711	平成10年3月10日

熊本県告示第1020号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。
平成20年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	休止年月日
高木皮膚科泌尿器科医院	宇土市築籠町字道下178番地5	平成19年8月22日

熊本県告示第1021号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。
平成20年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
うえだ歯科医院	下益城郡城南町隈庄806番地1	平成20年8月22日
クローバー歯科・こども歯科	菊池郡大津町室982番地2	平成20年10月1日
小林歯科医院	山鹿市鹿北町四丁1632番地1	平成20年10月1日
ファミリー歯科クリニック	上益城郡嘉島町上島長池2232イオンモール熊本クレア1F	平成20年10月21日

(薬局)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
アーチ薬局	天草市五和町城河原三丁目401番地	平成20年7月1日

熊本県告示第1022号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。
平成20年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(歯 科)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
共愛歯科医院	名 称		平成 2 0 年 6 月 4 日
	鮫田歯科医院	共愛歯科医院	

熊本県告示第 1 0 2 3 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 0 年 1 1 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医 科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
神瀬診療所	球磨郡球磨村大字神瀬乙 2 7	平成 2 0 年 7 月 1 9 日

(歯 科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
緒方歯科診療所	球磨郡相良村川辺 1 8 5 8	平成 2 0 年 7 月 3 0 日
森永歯科医院	上益城郡益城町馬水 8 0 8 番地 5	平成 2 0 年 5 月 3 1 日

熊本県告示第 1 0 2 4 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 0 年 1 1 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医 科)

医療機関名称	医療機関所在地	休止年月日
高岡整形外科クリニック	荒尾市西原町三丁目 6 番 1 号	平成 2 0 年 6 月 1 日

熊本県告示第 1 0 2 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 0 年 1 1 月 2 1 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 0 年 1 1 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考

一般国道	266号	下益城郡城南町大字東阿高字無田 4番2地先から 同町大字下宮地字新田 454番3地先まで	898.0	やさ道 高齢者
------	------	---	-------	------------

2 供用を開始する期日 平成20年11月21日

熊本県告示第1026号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年11月21日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	熊本空港線	熊本市下江津一丁目 31番1地先から 同市下江津七丁目 21番14地先まで	540.2	土地区 画整理 法に基 づく管 理引継

2 供用を開始する期日 平成20年11月21日

熊本県告示第1027号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年11月21日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	熊本空港線	熊本市画図町大字上無田 730番2地先から 同市画図町大字下江津 144番25地先まで	前	17.5 ～ 23.0	461.5	土地区 画整理 法に基 づく管 理引継 に係る 区域編 入
		熊本市画図町大字上無田 730番2地先から 同市画図町大字下江津 144番25地先まで	後	17.5 ～ 23.0	461.5	
		熊本市下江津一丁目 31番1地先から 同市下江津七丁目 21番14地先まで		16.0 ～ 26.5	540.2	

2 区域を変更する期日 平成20年11月21日

熊本県告示第1028号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年11月21日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	高沢一勝 地線	球磨郡球磨村大字渡丙字荒谷 1 1 3 9 番 2 6 地先から 同村大字渡丙字浦ノ屋敷 1 1 6 9 番 2 3 地先まで	前	5.2 ～ 12.0	153.0	緊道整 B 防災
			後	19.0 ～ 40.4		
		球磨郡球磨村大字渡丙字井貫 津留 1 2 7 1 番 6 地先から 同所 1 2 7 8 番 1 地先まで	前	11.0 ～ 29.0	179.0	
			後	18.6 ～ 41.4		

2 区域を変更する期日 平成20年11月21日

熊本県告示第1029号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年11月21日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	上益城郡御船町大字七滝字折立 5 2 番 2 地先から 同所 5 6 番 2 地先まで	前	8.6 ～ 28.6	209.0	緊道整 B 防災
			後	28.6 ～ 75.0		
一般県道	横野矢部 線	上益城郡御船町大字滝尾字堅 津山 3 3 5 1 番 1 地先から 同所 3 3 4 2 番 1 地先まで	前	4.6 ～ 16.2	223.0	
			後	7.2 ～ 39.6		
		上益城郡山都町猿渡字石堂 1 9 3 4 番 1 地先から 同町猿渡字迫ノ後 1 9 1 9 番 1 地先まで	前	5.0 ～ 17.4	314.0	
			後	6.0 ～ 87.2		
	稲生野甲 佐線	上益城郡甲佐町大字上早川字 森ノ本 4 4 0 9 番 2 地先から 同所 4 3 9 1 番 1 地先まで	前	5.4 ～ 23.8	458.5	
			後	11.2 ～ 67.0		

2 区域を変更する期日 平成20年11月21日

公 告

熊本県公告第785号

平成20年度 第1回くまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進協議会を次のとおり開催する。
平成20年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成20年12月3日（水）午後1時から午後2時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題
 - (1) 座長の選任
 - (2) プロジェクトの進め方と協議会の役割について
 - (3) システムで提供する情報内容について
 - (4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県総合政策局企画課特定政策推進室
(電話096-333-2015 (ダイヤルイン))

熊本県公告第786号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成20年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成20年度くまもと県税システム（地方法人特別税関係）改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
名 称 熊本県総務部税務課
所在地 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年9月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
住 所 東京都江東区豊洲3-3-3
- 5 随意契約に係る金額
271,499,550円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による。

熊本県公告第787号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成20年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市新生一丁目13番12号
- 2 築造者の氏名 有限会社ハウスプラン熊本

- 3 道路の位置 宇城市小川町江頭字正ノ浜416番3
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 32.57メートル
- 6 指定年月日 平成20年11月5日
- 7 指定番号 宇城景建第32号

熊本県公告第788号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成20年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小池字椎木迫3128番6
496.75平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡益城町大字小池2803番地2
本田 渉

熊本県公告第789号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。
平成20年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングプラザ宇土
宇土市善道寺町字綾織103番地ほか
- 2 大規模小売店舗の設置者

承継前	承継後
あおぞら信託銀行株式会社 代表取締役 川村 優 東京都千代田区九段南一丁目3番1号 株式会社宇土シティプラザ 代表取締役 井本英一 宇土市善道寺町字綾織95番地	住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰 均 大阪府中央区北浜四丁目5番33号

- 3 承継された大規模小売店舗の店舗面積
29,136平方メートル
- 4 承継年月日
平成20年7月31日
- 5 承継の理由
信託による建物所有権移転のため
- 6 届出年月日
平成20年10月23日

熊本県公告第790号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。
平成20年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングプラザ宇土
宇土市善道寺町字綾織103番地ほか
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 松井博史	代表取締役社長 岡澤正章

第一プロパン株式会社 代表取締役 前田安則 熊本市平田二丁目20番43号	代表取締役 前田満洋 八代市大手町二丁目4番25号
株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 中山耕吉	代表取締役社長 青山好二
株式会社イエローハットセールス 代表取締役社長 鍵山幸一郎	株式会社イエローハットセールスプロ 代表取締役 古澤丈男
株式会社美向 代表取締役 松川一洋 熊本市江越一丁目22番18号	代表取締役 田中壽康 熊本市清水新地五丁目3番12号
株式会社ハビタ 熊本市流通団地一丁目44番2号	熊本市水前寺公園23番50号
井本香代子 宇土市善道寺町綾織95番地	有限会社ケイアンドエイチ 代表取締役 井本香代子 宇土市南段原町67番地3
有限会社緒方パン 代表取締役 緒方通子	取締役 緒方一成
株式会社シロヤパリガン 熊本市上熊本二丁目11番24号	熊本市上熊本二丁目6番7号
株式会社オッジ・インターナショナル 代表取締役 西垣龍明 大阪府大阪府中央区南船場三丁目3番21号	代表取締役社長 安井武昌 大阪府中央区備後町三丁目1番6号オッジ・インターナショナル本社ビル
有限会社リンクス 熊本市桜町3-10	熊本市白藤四丁目11番22号
合資会社ハヤカワスポーツ 熊本市渡鹿八丁目12番12号	合資会社ハヤカワ運動具店 熊本市上通町9番1号
桜屋 宇土市南段原町南7	有限会社 桜屋 宇土市南段原町7番地の1
合名会社上田商店 代表社員 上田稔男	無限責任社員 上田稔勝
有限会社ニュー・いわもと 熊本市新南部333-2	熊本市新南部三丁目10番53号
株式会社アポロサービス 福岡県北九州市小倉北区白銀一丁目8番26号	北九州市小倉北区熊本一丁目8番22号
株式会社キュウコン 代表取締役 河野正海 熊本市本荘三丁目3番3号	株式会社コミュニケーション・ワークス 代表取締役 松嶋義則 熊本市江越一丁目12番15号
株式会社九州タカラブネ 代表取締役 新開鈍也 福岡県筑後市大字下北島730	(退店)
株式会社フード・ラボ 代表取締役 立花知博 熊本市本荘三丁目11番12号	(退店)
伊藤裕子 宇土市善道寺町綾織95番地	(退店)
株式会社ダイケン 代表取締役 松茂正寛 合志市須屋2190-1	(退店)

合名会社宮村商店 代表社員 宮村博文 八代市鏡町内田97	(退店)
佐本京子 宇土市善道寺町綾織95番地	(退店)
有限会社オダカラー 代表取締役 織田清彦 佐賀県鹿島市古枝乙1699-5	(退店)
株式会社マツイシ 代表取締役 松石博文 福岡県山門郡瀬高町大字上庄吉田741-1	(退店)
株式会社ノンノン 代表取締役 塩崎 誠 八代市本町一丁目10番57号	(退店)
株式会社タツミヤ 代表取締役 曲渕恵美子 東京都八王子市暁町一丁目32番13号	(退店)
株式会社ロートレック 代表取締役 内田 毅 福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目1番16号	(退店)
有限会社丸京 代表取締役 河村泰司 宇城市松橋町松橋483	(退店)
株式会社センソ・ユニコ 取締役社長 松尾憲久 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目10番19号	(退店)
株式会社三貴 代表取締役 木村和臣 東京都豊島区東池袋三丁目4番3号	(退店)
株式会社靴のマルトミ 代表取締役 茶谷正幸 愛知県名古屋市南区駈上二丁目7番28号	(退店)
NOC日本アクトソーシング株式会社 代表取締役 園中 明 東京都新宿区新宿五丁目17番9号	(退店)
南日本信販 代表取締役 松尾栄治 八代市出町6-6	(退店)
株式会社輝幸 代表取締役 重久忠行 鹿児島県鹿児島市西千石町7-10	(退店)
有限会社むらやまレコード 代表取締役 村山芳和 熊本市水前寺一丁目1番28号	(退店)
有限会社水上青果 代表取締役 水上善信 熊本市戸島町3286	(退店)

永井準一 熊本市南高江町2737	(退店)
有限会社お菓子の反後屋 代表取締役 反後晴喜 下益城郡城南町千町1622	(退店)
合名会社境屋商店 代表取締役 境屋博司 宇土市旭町421-4	(退店)
有限会社有明物産 代表取締役 宮本幹夫 宇土市長浜町2108	(退店)
有限会社おがた 代表取締役 緒方尚枝 宇土市高柳町56-1	(退店)
株式会社ノヴァ 代表取締役 猿渡 望 大阪府大阪市中央区心斎橋二丁目3番2号	(退店)
有限会社パウパウ 代表取締役 石崎千鶴 熊本市新町二丁目12番33号	(退店)
(新規出店)	株式会社ファイブフォックス 代表取締役 上田稔夫 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号
(新規出店)	株式会社ぶ〜け 代表取締役 土井素直 福岡市中央区舞鶴一丁目5-6 SKビル6F
(新規出店)	株式会社アイ・ティ・ケイ 代表取締役 木野裕子 東京都世田谷区若林四丁目38番1号
(新規出店)	株式会社プレジャージェーン 代表取締役 藤井 豊 大阪市中央区久太郎二丁目2番7号
(新規出店)	株式会社リップスティック 代表取締役 村田登美子 八代市島田町923-12
(新規出店)	株式会社フクナガ 代表取締役 福永寛信 熊本市奥古閑町1951-8
(新規出店)	有限会社アサヒコーポレーション 代表取締役 小幡一夫 熊本市大江四丁目2番16号第2シルクビル301
(新規出店)	マツオインターナショナル株式会社 代表取締役 松尾憲久 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目20番10号
(新規出店)	池田光幸 熊本市清水万石一丁目7番52号3
(新規出店)	有限会社ムラヤマレコード 代表取締役 村山芳和 熊本市水前寺一丁目1番28号

(新規出店)	有限会社フレンドシップツアー 代表取締役 中園克巳 宇土市新開町307
(新規出店)	有限会社ジェイ・プラス 代表取締役 宮村晃一 福岡県小郡市寺福童496-11
(新規出店)	成松博信 熊本市富合町平原906
(新規出店)	酒本千佳子 熊本市国府三丁目8番5号805
(新規出店)	有限会社浜や 代表取締役 宮本哲晃 宇土市善導寺町綾織95番地
(新規出店)	有限会社トスト 代表取締役 緒方 晋 宇土市高柳町56-1
(新規出店)	有限会社うめだ青果 代表取締役 梅田芳夫 熊本市島町1181-9
(新規出店)	合資会社一心堂老舗 代表社員 須藤潤一 宇土市本町二丁目35
(新規出店)	有限会社小笠原実業 代表取締役 小笠原 久 宇城市松橋町両仲間93-1
(新規出店)	川口久美代 宇土市松山町2652榎島アパート202
(新規出店)	日本マクドナルドホールディングス株式会社 代表取締役 原田永幸 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
(新規出店)	有限会社ケイ・カンパニー 代表取締役 小林博光 天草市亀場町亀川1662-7
(新規出店)	有限会社ハギノ 代表取締役 萩野逸子 八代市鏡町内田97番地24
(新規出店)	有限会社トッピーシング 代表取締役 水野 浩 福岡市西区石丸四丁目4番15-802号
(新規出店)	株式会社ボディーワーク 代表取締役 清水秀文 東京都港区赤坂一丁目1番12号明産溜池ビル5階
(新規出店)	光洋株式会社 代表取締役 早川康洋 玉名市安楽寺232-2
(新規出店)	有限会社ながまつ 代表取締役 永松陽介 宇土市本町六丁目47

(新規出店)	株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
(新規出店)	株式会社ヒロコーポレーション 代表取締役 井上文子 福岡市東区松崎三丁目3番20号
(新規出店)	株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1
(新規出店)	株式会社ブルーグラス 代表取締役社長 木村 保 千葉市美浜区中瀬一丁目5番1号
(新規出店)	有限会社カメヤ本店 代表取締役 宮原一吉 宇土市本町四丁目42番地
(新規出店)	株式会社ダイセン 代表取締役 田中純一郎 福岡市東区多の津一丁目11番5号
(新規出店)	株式会社エヌティライフ 代表取締役 高安 裕 熊本市白山一丁目1番28号
(新規出店)	アルファー西日本株式会社 代表取締役社長 松浦隆司 北九州市小倉南区若園四丁目15番15号
(新規出店)	株式会社 イトウ観光 代表取締役 伊藤勝利 宇土市善道寺町95番地
(新規出店)	有限会社フーズウイング 代表取締役 宮崎俊久 宇土市善道寺町綾織96番地
(新規出店)	株式会社熊本ファミリー銀行 代表取締役 鈴木 元 熊本市水前寺六丁目29番20号
(新規出店)	熊本信用金庫 理事長 吉本國勝 熊本市手取本町2番1号
(新規出店)	日本オート・フォート株式会社 代表取締役 リカルド・コステイ 埼玉県さいたま市南区内谷四丁目10番6号
(新規出店)	九州労働金庫 理事長 山口能美 福岡市中央区大手門三丁目3番3号
(新規出店)	株式会社クロノス 取締役社長 三橋信一郎 東京都千代田区九段北四丁目1番10号
(新規出店)	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 執行役員 九州支社長 岩崎文夫 福岡市中央区渡辺通二丁目6番1号

(新規出店)	株式会社肥後銀行 取締役頭取 小栗宏夫 熊本市練兵町1番地
(新規出店)	株式会社ゆうちょ銀行 熊本支店 支店長 齊木幸雄 熊本市城東町1番1号

- 3 変更の年月日
平成20年8月1日
- 4 変更する理由
小売業者の名称、住所、代表者の変更及び小売業者入れ替えのため
- 5 届出年月日
平成20年10月23日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局総務振興課
 - (2) 縦覧期間
平成20年11月21日から平成21年3月21日まで

熊本県公告第791号

平成21年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする建設業者で、熊本県外に主たる営業所を有するものが、競争入札に参加するのに必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

平成20年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請の受付
 - (1) 申請方法
 - ア 電子申請（インターネットが利用可能な者は、熊本県電子申請受付システム「よろず申請本舗（<http://www.shinseihonpo.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp>）」により申請すること。）
 - イ 郵送（簡易書留に限る。また、申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）
 - ウ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。）
 - (2) 受付期間
 - ア 電子申請の場合
平成21年1月20日（火）から平成21年1月29日（木）まで（必着）
 - イ 郵送の場合
平成21年1月20日（火）から平成21年1月29日（木）まで（1月29日の消印有効）
 - ウ 持参の場合
平成21年1月27日（火）から平成21年1月29日（木）まで
受付時間：午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
 - (3) 提出先
 - ア 郵送の場合
〒862-8570（県庁専用郵便番号）
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部監理課建設業係
 - イ 持参の場合
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館10階1002会議室
※商号の頭文字により受付日が異なるので注意すること。

商号の頭文字	受付日（来庁日）	商号の頭文字	受付日（来庁日）
ア～サ行	1月27日（火）	タ～ハ行	1月28日（水）
マ～ワ行	1月29日（木）		

- 2 審査対象期間
平成19年10月1日から平成20年9月30日までの間に決算日が属する営業年度
- 3 提出書類及び提出部数
 - (1) 新規申請の場合（平成20年度及び21年度において入札参加者資格を有しない者）

	提 出 書 類	提出部数
1	入札参加者資格審査申請書<県外工事> ※電子申請の場合は、インターネット申請時に印刷できる帳票（申請書）を、郵送により1部提出すること。	2部
2	審査対象期間に係る経営事項審査結果通知書の写し ※受付期限までに当該通知書の送付を受けていない者にあつては、審査済の経営事項審査申請書、工事種別完成工事高及び経営状況分析結果通知書の写しを受付期間中に提出し、平成21年2月9日（月）までに当該通知書の写しを提出すること。	1部
3	年間委任状 ※原本に限る。主たる営業所以外の営業所に締結権限の委任を行う場合に限る。	1部
4	使用印鑑届 ※原本に限る。独自様式でも可。	1部
5	現在有効な建設業許可に係る許可通知書の写し又はその他建設業許可を有することを証する書面	1部
6	現在有効な建設業許可に係る許可申請書の別表の写し ※委任先がある場合、又は熊本県内にある営業所に発注を希望する業種の許可がある場合は提出すること。 ※営業所が一つである都道府県知事許可業者は提出不要。 ※別表の内容を別紙として作成している場合は、当該別紙についても写しを提出すること。なお、当該別紙は各営業所ごとに許可業種が明記されているものに限る。 ※許可を受けた後に、所在地や営業所の業種に変更があつた場合は、当該変更届書に添付された別表の写しを提出すること。なお、当該変更届出書（受付印のあるもの）の写しも併せて提出すること。 ※写しはA4版に縮小コピーすること。	1部
7	国税の納税証明書（法人：「その3の3」、個人：「その3の2」） ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。写し可。	1部
8	熊本県税の納税証明書「その6」等 ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。写し可。 ※熊本県内に営業所等を有しない者は除く。	1部
9	<申請日現在において、ISO9000又は14000シリーズの認証を受けている場合のみ> ※申請日現在において有効な審査登録証等の写し ※ISOの認証機関である財団法人日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査登録機関が発行したもの。 ※委任先（委任先がなければ本社）で取得していること。	1部

※電子申請の場合、上記1から9までの提出書類のうち該当するものについては、郵送により1部提出すること。

(2) 申請業種の変更の場合（平成20年度及び21年度において入札参加者資格を有している者で、新たな業種について競争入札参加を希望する者）

	提 出 書 類	提出部数
--	---------	------

1	入札参加者資格審査申請書<県外工事・申請業種の変更> ※電子申請の場合は、インターネット申請時に印刷できる帳票（申請書）を、郵送により1部提出すること。	2部
2	審査対象期間に係る経営事項審査結果通知書の写し ※受付期限までに当該通知書の送付を受けていない者にあつては、審査済の経営事項審査申請書及び工事種別完成工事高、経営状況分析結果通知書の写しを受付期間中に提出し、平成21年2月9日（月）までに当該通知書の写しを提出すること。	1部
3	現在有効な建設業許可に係る許可通知書の写し又はその他建設業許可を有することを証する書面	1部
4	現在有効な建設業許可に係る許可申請書の別表の写し ※委任先がある場合、又は熊本県内にある営業所に発注を希望する業種の許可がある場合は提出すること。 ※営業所が一つである都道府県知事許可業者は提出不要。 ※別表の内容を別紙として作成している場合は、当該別紙についても写しを提出すること。なお、当該別紙は各営業所ごとに許可業種が明記されているものに限る。 ※許可を受けた後に、所在地や営業所の業種に変更があつた場合は、当該変更届書に添付された別表の写しを提出すること。なお、当該変更届出書（受付印のあるもの）の写しも併せて提出すること。 ※写しはA4版に縮小コピーすること。	1部
5	国税の納税証明書（法人：「その3の3」、個人：「その3の2」） ※未納税額がないことが記載されているもの ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。写し可	1部
6	熊本県税の納税証明書「その6」等 ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。写し可 ※熊本県内に営業所等を有しない者は除く。	1部

※電子申請の場合、上記1から6までの提出書類のうち該当するものについては、郵送により1部提出すること。

4 資格審査及び結果通知

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。ただし、3に掲げる提出書類に不足がある場合のほか、次に掲げる業種については資格審査の申請を受け付けないものとする。

ア 直近の経営事項審査結果通知書において「審査対象年度」及び「前審査対象年度以前」に実績がない業種

イ 委任先（熊本県と契約を締結する権限を有する営業所等）に許可がない業種

ウ 事業協同組合、協業組合、共同企業体等の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が官公需適格組合証明基準に適合していると認められている場合は、この限りでない。

(2) 審査の結果は、平成21年3月末までに文書で通知する予定。

5 入札参加者資格の有効期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

6 注意事項

(1) 書類は、黄色のA4のフラットファイルに綴り、表紙及び背表紙に「新規」又は「変更」の別、商号及び振り仮名を明記すること。なお、提出書類については、3に掲げる順番で綴ること。

(2) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所は、1か所のみ申請することができるものとする。例えば「土木一式工事は本店、建築一式工事は支店で契約する。」という申請はできない。

(3) 入札参加者資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、資格の認定はしない。

(4) 「変更」申請者（平成20年度及び21年度において入札参加者資格を有している者で、新たな業種について競争入札参加を希望する者）については、可能な限り

平成20年3月に本県が主たる営業所に通知した競争入札参加者資格認定通知書の写しを提出すること。

7 問い合わせ先

(1) 申請書全般

熊本県土木部監理課建設業係

熊本市水前寺六丁目18番1号 電話096-333-2485

(2) 電子申請関係

熊本県電子自治体コールセンター 電話096-334-1592

熊本県公告第792号

平成21年度において熊本県が発注する測量、建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が、競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

平成20年11月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 申請の受付

(1) 申請方法

ア 電子申請（インターネットが利用可能な者は、熊本県電子申請受付システム「よろず申請本舗（http://www.shinseihonpo.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp）」により申請すること。）

イ 郵送（簡易書留に限る。また、申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）

ウ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。）

(2) 受付期間

ア 電子申請の場合

平成21年1月20日（火）から平成21年1月29日（木）まで（必着）

イ 郵送の場合

平成21年1月20日（火）から平成21年1月29日（木）まで（1月29日の消印有効）

ウ 持参の場合

平成21年1月27日（火）から平成21年1月29日（木）まで

受付時間：午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

(3) 提出先

ア 郵送の場合

〒862-8570（県庁専用郵便番号）

熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部監理課建設業係

イ 持参の場合

熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館10階1002会議室

※商号の頭文字により受付日が異なるので注意すること

商号の頭文字	受付日（来庁日）	商号の頭文字	受付日（来庁日）
ア～サ行	1月27日（火）	タ～ハ行	1月28日（水）
マ～ワ行	1月29日（木）		

2 審査対象期間

平成19年10月1日から平成20年9月30日までの間に決算日が属する営業年度ただし、新規設立法人で、平成20年9月30日より後で申請時まで第1期の決算を終える者については、当該営業年度を審査対象とする。

3 受付業種

(1) 測量業務

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

(4) 地質調査業務

(5) 補償関係コンサルタント業務

(6) 白あり駆除関係業務

なお、(1)から(5)までの業務の詳細な分類については、入札参加者資格審査申請書<測量・建設コンサルタント等>（別記様式1）を参照すること。

4 提出書類及び提出部数

(1) 新規申請の場合（平成20年度及び21年度において入札参加者資格を有しない者）

	提出書類	提出部数

1	入札参加者資格審査申請書<測量・建設コンサルタント等> ※電子申請の場合は、インターネット申請時に印刷できる帳票（申請書）を、郵送により1部提出すること。	2部
2	測量・建設コンサルタント等資格審査申請書別表 ※登録を受けている事業、測量等実績高、有資格者数及び熊本県内の営業所の職員数について記載すること。	1部
3	年間委任状 ※原本に限る。本社以外の営業所に、熊本県と契約を締結する権限を委任する場合に限る。	1部
4	使用印鑑届 ※原本に限る。独自様式でも可。	1部
5	登録証明書等 1 測量業務の申請者 測量法（昭和24年6月3日法律第188号）第55条の規定による登録を証する書面の写し 2 建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）の申請者 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定による登録を証する書面の写し 3 その他の業種の申請者 下記の規定による登録がある者は、登録を証する書面の写し ○建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号） ○地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号） ○補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号） ○不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第24条の規定	各1部
6	測量等実績調書	1部
7	技術者経歴書	1部
8	商業登記簿謄本の写し（法人の場合）又は身元証明書の写し（個人の場合） ※発行後、3か月以内のもの。	1部
9	国税の納税証明書（法人：「その3の3」、個人：「その3の2」） ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。写し可。	1部
10	熊本県税の納税証明書「その6」等 ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。写し可。 ※熊本県内に営業所等を有しない者は除く。	1部
11	<申請日現在において、ISO9000又は14000シリーズの認証を受けている場合のみ> ※申請日現在において有効な審査登録証等の写し。 ※ISOの認証機関である財団法人日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査登録機関が発行したもの。 ※委任先（委任先がなければ本社）で取得していること。	1部

※電子申請の場合、上記1から11までの提出書類のうち該当するものについては、郵送により1部提出すること。
 なお、2、6及び7については電子申請の際に添付書類として添付できるが、必ず郵送でも1部提出すること。

(2) 申請業種の変更の場合（平成20年度及び21年度において入札参加者資格を有している者で、新たな業種について競争入札参加を希望する者）

	提出書類	提出部数
1	入札参加者資格審査申請書<測量・建設コンサルタント等、申請業種の変更> ※電子申請の場合は、インターネット申請時に印刷できる帳票（申請書）を、郵送により1部提出すること。	2部
2	測量・建設コンサルタント等資格審査申請書別表 ※登録を受けている事業、測量等実績高、有資格者数及び熊本県内の営業所の職員数について記載すること。	1部
3	登録証明書等 1 測量業務の申請者 測量法（昭和24年6月3日法律第188号）第55条の規定による登録を証する書面の写し 2 建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）の申請者 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定による登録を証する書面の写し 3 その他の業種の申請者 下記の規定による登録がある者は、登録を証する書面の写し ○建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号） ○地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号） ○補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号） ○不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第24条の規定 ※新たに申請する業種に限る。	各1部
4	測量等実績調書 ※新たに申請する業種に限る。	1部
5	技術者経歴書 ※新たに申請する業種に限る。	1部
6	国税の納税証明書（法人：「その3の3」、個人：「その3の2」） ※未納税額がないことが記載されているもの ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。写し可	1部
7	熊本県税の納税証明書「その6」等 ※未納税額がないことが記載されているもの ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。写し可 ※熊本県内に営業所等を有しない者は除く。	1部

※電子申請の場合、上記1から7までの提出書類のうち該当するものについては、郵送により1部提出すること。
 なお、2、4及び5については電子申請の際に添付書類として添付できるが、必ず郵送でも1部提出すること。

5 資格審査及び結果通知

(1) 地方自治法施行令第167条の4に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。ただし、4に掲げる提出書類に不足がある場合のほか、次に掲げる業種については審査の申請を受け付けないものとする。

- ア 申請直前2か年の営業年度において実績がない業種（地質調査以外については、申請書の大分類の中のいずれかに実績があることが必要。）
- イ 測量法（昭和24年6月3日法律第188号）第55条の規定による登録がない場合の測量業務
- ウ 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定による登録がない建築関係建設コンサルタント業者の建築一般
- エ 事業協同組合、協業組合、共同企業体等の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が官公需適格組合証明基準に適合していると認められている場合は、この限りでない。
- ※測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務の指名には該当する技術者が必要。
- ※土木関係建設コンサルタント業務の指名には2人以上の技術者が必要。
- (2) 審査の結果は、平成21年3月末までに文書で通知する予定。
- 6 入札参加者資格の有効期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- 7 注意事項
 - (1) 書類はA4のフラットファイル（熊本県内業者は青色、県外業者は緑色）に綴り、表紙及び背表紙に「新規」又は「変更」の別、商号及び振り仮名を明記すること。なお、提出書類については、4に掲げる順番で綴ること。
 - (2) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所（主たる営業所を含む。）は、1か所のみ申請することができるものとする。例えば「土木関係建設コンサルタント業務は本店、建築関係建設コンサルタント業務は支店で契約する。」という申請はできない。
 - (3) 入札参加者資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、資格の認定はしない。
 - (4) 「変更」申請者（平成20年度及び21年度において入札参加者資格を有している者で、新たな業種について競争入札参加を希望する者）については、可能な限り平成20年3月に本県が主たる営業所に通知した競争入札参加者資格認定通知書の写しを提出すること。
- 8 問い合わせ先
 - (1) 申請書全般
熊本県土木部監理課建設業係
熊本市水前寺六丁目18番1号 電話096-333-2485
 - (2) 電子申請関係
熊本県電子自治体コールセンター 電話096-334-1592

熊本県公告第793号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営花房中部2期地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成20年11月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営花房中部2期地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年11月25日から平成20年12月22日まで
- 3 縦覧場所
菊池市役所

登載依頼

くまもとの夢4カ年戦略策定委員会第3号

第3回くまもとの夢4カ年戦略策定委員会を、次のとおり開催する。
平成20年11月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開催日時
平成20年11月28日（金）
午後1時30分から午後4時30分まで
- 2 開催場所
熊本市水道町14番1号
メルパルク熊本 「有明の間」
- 3 内容
くまもとの夢4カ年戦略の策定に係る審議

- (1) 「くまもとの夢4カ年戦略」(案)について
- (2) その他
- 4 傍聴人の定員 10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、係員の指示に従って、入室してください。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行います。なお、傍聴希望者が定員を超えたときは、入室できない場合があります。
- 6 問い合わせ先 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県総合政策局企画課計画策定班
(電話 096-333-2017)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行等に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。
平成20年11月21日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第42号

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行等に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則
- (熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部改正)
- 第1条 熊本県職員等の給料等の支給に関する規則(昭和26年熊本県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。
- 第6条第1項第5号中「公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。
- 第7条第2項第4号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。
- (熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)
- 第2条 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。
- 第10条第1項第3号中「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣職員」に改める。
- 第14条第2項中「公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。
- 第24条の2第1項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。
- 第24条の3中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。
- 別表第9中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。
- (給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正)
- 第3条 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年熊本県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。
- 第2条第6号エ中「公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」に改め、同条第9号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。
- (熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 第4条 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成18年熊本県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。
- 附則第3項第4号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。
- (熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正)
- 第5条 熊本県職員の初任給調整手当に関する規則(昭和36年熊本県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。
- 第6条第2項中「公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」に改める。
- (熊本県職員の住居手当に関する規則の一部改正)
- 第6条 熊本県職員の住居手当に関する規則(昭和49年熊本県人事委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。
- 第2条第1号中「公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。
- 第4条の3中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

- (熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部改正)
第7条 熊本県の職員の通勤手当に関する規則(昭和33年熊本県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
第16条第1号中「公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人派遣」を「公益的法人派遣」に改める。
第17条の2第1項第3号及び第17条の4第2項中「公益法人派遣」を「公益的法人派遣」に改める。
- (熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
第8条 熊本県職員(第3号)の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則(平成16年熊本県人事委員会規則第2項中「公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」に改める。
(熊本県職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正)
第9条 熊本県職員の単身赴任手当に関する規則(平成2年熊本県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
第5条第2項第1号中「公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」に改める。
- (熊本県職員の特別勤務手当に関する規則の一部改正)
第10条 熊本県の特別勤務手当に関する規則(昭和46年熊本県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。
第5条第2項第1号中「公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同項第2号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。
- (熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)
第11条 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年熊本県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。
第1条第7号中「公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。
第2条第3号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。
第4条の2第2号、第5条第2項第2号及び第7条第3号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。
第11条第2項第7号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。
- (熊本県職員の農林漁業普及指導手当に関する規則の一部改正)
第12条 熊本県職員の農林漁業普及指導手当に関する規則(昭和38年熊本県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項第1号中「公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益的法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。
第10条の2第6項中「公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。
- (熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)
第13条 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年熊本県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
第10条の2第6項中「公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。
第12条の2第2項及び第12条の3第2号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。
- (熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部改正)
第14条 熊本県職員等の育児休業等に関する規則(平成11年熊本県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項第1号ア中「公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同項第2号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等派遣法」に改め、同条第2項第1号ウ中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改め、同項第2号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。
(公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部改正)

第15条 公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則（平成14年熊本県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則

第1条中「公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

第7条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

（職員団体の登録等に関する規則の一部改正）

第16条 職員団体の登録等に関する規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第5条中「法第54条の規定により」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）第3条第1項第3号の規定により、」に改める。

別記第8号様式中「地方公務員法第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項第3号」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

熊本県公安委員会告示第23号

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、平成20年11月25日から施行する。

平成20年11月21日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

1の表水俣警察署管轄署所在地の項中「水俣市天神町二丁目」を「水俣市ひばりヶ丘」に改める。